第４部　分野別の共生と合理的な配慮

第１章　生活環境における共生

１　障害のある人への理解促進

(③保健)　(⑪都市)

[現状と課題]

本市では、平成２９(２０１７)年１０月に「白山市共生のまちづくり条例」を施行し、障害のある人も障害のない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に生きる「共生のまち白山市」の実現に向けて様々な取組みを進めています。

市民向けのアンケート結果（資料：障害者計画アンケート調査結果（障害のない人）参照）から、障害について関心があると回答した人はどの年代でも半数を超えています。その一方で、障害のある人への理解の深まりについては、深まっていない、わからないと回答した人が半数を超えています。特に若い世代の人の関心や理解が低い状況です。

今後は、これまで以上に様々な機会を通じて障害や障害のある人について学ぶ機会を提供するほか、障害のある人と障害のない人がふれあう場を設けることで、正しい理解と認識の向上を図る必要があります。

また、アンケート結果を踏まえ、若い世代の人が障害や障害のある人について共に考えていけるよう事業内容等を工夫するとともに、あわせて「白山市共生のまちづくり条例」の啓発を推進する必要があります。

■障害のある人に関する番組やニュース、SNS などの記事への関心の程度

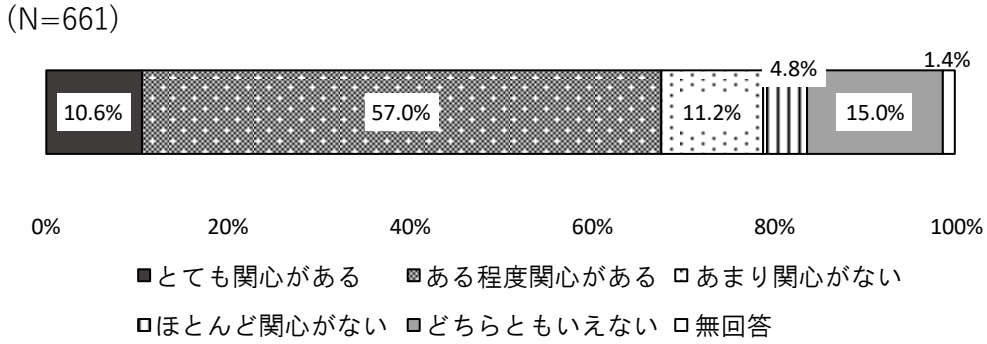

施策	取組内容
障害や障害のある人への理解を深めます。	障害のある人と障害のない人がふれあうことができるイベント等を開催し、市民が障害者理解を深め、共生のまちづくりについて考える機会を設けます。
	地域で開催される学習会等において出前講座を開催し、障害のある人の講演のほか車いすや白杖、手話体験等を通じて、障害のある人や障害に対する正しい理解と認識の向上を図り、合理的配慮の提供について実践の支援を行います。
	出前講座を活用し、精神疾患や精神に障害のある人や知的障害のある人に関する正しい知識の普及啓発を行い、精神に障害のある人に対する正しい理解を広めます。
	合理的配慮の提供等について、音声コードを導入した視覚に障害のある人にとってもわかりやすいパンフレットを作成し、広く市民や企業等に周知します。
	周囲に援助や支援を必要としていることを知らせるために携帯するヘルプマークやヘルプカードについて、広く市民へ周知を図るとともに、所持する人が適切な支援や配慮を受けられるよう啓発を行います。

２　障害のある人が暮らしやすい環境の整備

[現状と課題]

障害のある人のアンケート結果（資料：障害者計画アンケート調査結果（障害のある人）参照）から、自宅で家族と暮らしていると回答した人は全体の８割でした。その一方で、障害のある人の介護による疲弊疲労、本人や介護をする家族の高齢化も進んできています。そのため、「親亡き後」の将来に不安を感じている人が少なくない状況です。

「親亡き後」の生活を見据え、グループホームをはじめとした多様な居住の確保が求められています。しかし、一方では、行動障害等の介護負担等から入所施設へのニーズも高く、施設によっては待機者も出ている状況です。

特に、市内には重度の障害のある人を受け入れるグループホームや、自立した生活を目指すアパート型のグループホームが不足しています。

障害のある人が安心して住むことができる住宅やアパート、グループホーム等、居住の場を確保することが喫緊の課題となっています。

施策	取組内容
障害のある人が暮らしやすい地域環境やグループホームの整備を推進します。	障害のある人が、自らの意思に基づき地域での生活ができるよう、グループホームの整備を引き続き推進します。
	近隣にグループホームがあることを不安視する近隣住民に対しては、グループホームの必要性や障害の特性等の説明を行い、共生社会の重要性について理解啓発に努めます。
	重度の障害のある人を受け入れるグループホームの整備や運営について、家族や関係機関と協議し、必要な支援を行います。
	アパート型のグループホームの整備について、法人等関係団体に必要性を説明し、設置に向けた検討を働きかけます。
	障害のある人が住み慣れた地域での生活を継続できるようグループホームの整備について、国の補助制度活用に関する情報提供を行い、活用を促します。
居住サポートを充実します。	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる居住の場を確保するために、公営住宅や住宅セーフティネット、居住支援法人等の仕組みを活用した支援体制を整備します。
	賃貸住宅等に暮らす障害のある人に対して、夜間を含めた緊急時の相談支援体制や関係機関との連絡体制の強化を図ります。
	障害のある人の市営住宅入居については、居住支援施策を継続して行います。
	屋根融雪化等促進事業、要援護者住宅屋根雪下ろし等支援事業、屋根雪下ろし業者団体等の紹介等、障害のある人が安全に安心して暮らせる雪害対策の支援を行います。
住宅のバリアフリー化を推進します。	障害のある人の身体状況や自宅の状況を踏まえ、自立支援型住宅リフォーム制度や日常生活用具給付事業を活用し、障害のある人が生活しやすい住環境整備の支援を行います。
	住宅のバリアフリー化により、障害のある人が暮らしやすい住環境を整備するため、必要に応じて「生活福祉資金貸付事業」の相談や申請手続きの支援を行います。

３　道路環境の整備・歩道の安全確保

［現状と課題］

全ての人にとって移動しやすい環境を整えることは、障害のある人が外出をするために重要なことであり、社会的障壁の除去を進めることにつながります。

本市では、これまでも歩道の段差や傾斜の改善、幅員確保の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置を進め、安全な歩行空間の整備と確保に努めてきました。

しかしながら、障害のある人のアンケート結果から、段差が多い、歩道が少ない・狭い等の回答が依然として見られます。また、外出方法については、半数近くの人は家族等が運転する車を活用していますが、徒歩の人が４割、自分で運転する人も３割以上いました。

今後も引き続き、障害のある人が安全で安心して外出できるよう道路環境の整備や歩道の安全確保に努める必要があります。

■外出のときに困ること

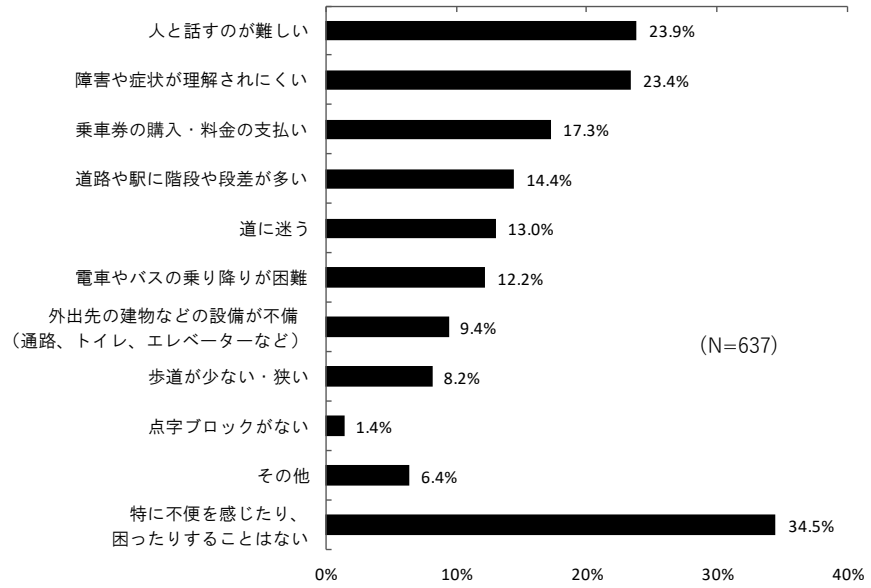

■外出方法や交通手段

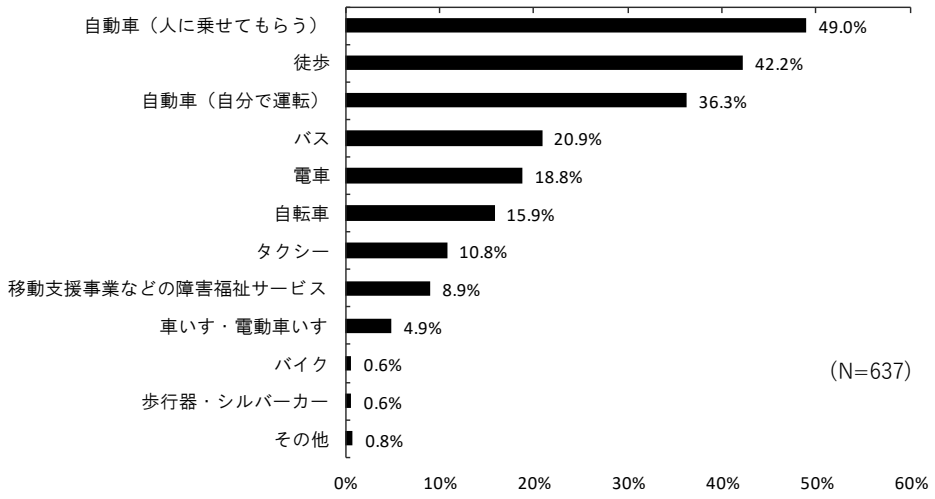

施策	取組内容
安全に通行できる道路環境の整備を推進します。	地域の実情に応じて、障害のある人が安全に通行できるよう幅の広い歩道の確保や段差の解消等を進めます。
	歩道と車道に段差がある道路については、歩道のセミフラット化を進めます。
	音響信号機等のバリアフリー対応型信号機や見やすくわかりやすい交通標識の設置、視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）の整備など視覚に障害のある人に配慮した歩道の安全確保に努めます。
「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知・活用を促進します。	身体等に障害があり、歩行が困難な人が優先して利用できる「いしかわ支え合い駐車場」について広く周知し、活用を促進します。
交通安全の啓発を推進します。	障害のある人や高齢者等への交通安全意識の啓発を図るために、警察、障害者団体、障害者支援施設等の関係機関と連携し、交通安全教室を開催します。

４　障害のある人にやさしいまちづくりの推進

[現状と課題]

障害のある人を含む全ての人が安全に安心して暮らすためのまちづくりには、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備や、施設のバリアフリー化が必要です。

本市では、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」や「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に基づき、市民や事業者の理解・協力を得ながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化等を進めてきました。

また、市民アンケートの結果から、４割以上の人が共生のまちづくりを進めるためには道路や交通機関、公共施設等のバリアフリーのまちづくりの推進が必要と回答しています。

今後も引き続き、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の考え方を反映したまちづくりを推進するとともに、公共施設以外においても障害のある人が使いやすい施設整備を目指す必要があります。

施策	取組内容
学校をはじめとする公共施設のバリアフリー化を推進します。	大規模改修や肢体に障害のある児童生徒の就学状況等に応じて、多目的トイレやエレベーター設置の整備を進めます。
	コミュニティセンターの新たな改築や改修の際には、ユニバーサルデザインの考え方に基づきながら、設計や工事を進めます。
	障害のある人が使用しやすいスポーツ施設の整備・維持管理に努めます。
	文化施設については、建物の老朽化や必要性、費用対効果等を考慮し、障害のある人の視点やユニバーサルデザインの考え方に基づき、共生社会に対応した施設整備に努めます。
公園等のバリアフリー化を推進します。	新設する公園については、障害のある人が安全に安心して利用できるよう多目的トイレの設置や手洗い場、傾斜等のバリアフリー化に努めます。
	既存の公園や緑地については、施設改修に併せバリアフリー化に努めます。
障害のある人が利用しやすい施設の環境整備を働きかけます。	荒天時にも利用しやすい屋根付き駐車場の設置を公共施設や商業施設等に働きかけ、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。
	障害のある人にも使いやすい施設や整備を推進するために、障害のある人の意見等を反映した環境整備について、関係機関に働きかけます。

５　障害のある人の社会参加の促進及びその環境づくりの推進

[現状と課題]

障害のある人の社会参加を促進するためには、利用しやすい公共交通機関の整備や外出が困難な人への移動支援の充実が重要です。

障害のある人にとって、外出が不便になることは自宅に引きこもりがちになり、社会との関わりが希薄になり、孤立してしまうことが懸念されます。また、同居している家族の高齢化等に伴い、将来的に障害のある人の移動手段がなくなることも想定されます。

今後も、コミュニティバスの運賃無料化や低床型車両の導入を継続し、障害のある人ができる限り不便なく利用できる体制の充実に努める必要があります。

また、障害のある人が気軽に外出できるように、ガイドヘルパーの育成・確保を図り、支援を必要とする人が移動支援や同行援護のサービスを十分に受けることができるよう体制を整える必要があります。

施策	取組内容
障害のある人の外出支援を充実します。	外出が困難な障害のある人にとって、より利用しやすいサービスになるよう、移動支援事業の内容等の見直しを行います。
	移動支援事業や同行援護のガイドヘルパー養成研修を開催し、人材育成に努めます。
	周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるためのヘルプマークやヘルプカードの周知を図るとともに、障害のある人等が適切な支援や配慮を受けられるよう市民に対して啓発を行います。
公共交通機関のバリアフリー化、利便性の向上を推進します。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を提示した人、並びにその付添の人（１名）に対するコミュニティバスの運賃無料を継続します。
	コミュニティバスの更新の際は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」に定められた構造を備えた車両を導入します。（低床型車両、車いすスペース等）
	コミュニティバスの土曜日運行を可能な範囲で継続します。
	コミュニティバスの車内においては、放送によるわかりやすい停留所案内や運行情報の提供を行うなど、障害の特性に応じた配慮を行います。
	白山市地域公共交通協議会委員に身体障害者団体に引き続き参画してもらい、当事者ニーズの把握に努めます。
	IR 加賀笠間駅のバリアフリー化を進めます。

６　障害のある人の家族への支援の推進

[現状と課題]

障害のある人の家族のヒアリングの実施により、介護をする家族の負担が非常に大きいことが改めて浮き彫りとなっています。

行動障害のある人の家族は、昼夜を問わない見守り等により外出もままならず、心身ともに疲弊している状況です。

また、重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人を介護する家族は、介護する人自身の高齢化により、自身の病気や肉体的な衰えに不安を感じているほか、なかには親の介護・世話をしているなど、肉体的にも精神的にも追いつめられた状況の中で日々を送っている人も見られます。

「親亡き後」を見据えた支援と同様に、障害のある人への家族に対する支援も、本市における大きな課題の一つです。

施策	取組内容
障害のある人やその家族の生活を支援します。	介護者である家族の状況を把握し、定期的なレスパイトを促進するなど、心身の安定を支援します。
	家族のレスパイトのために、日中一時支援事業や短期入所等の環境の充実と円滑な運用を図れるよう、新たな施策を検討します。

７　地域福祉活動の推進

[現状と課題]

障害のある人が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、日頃から民生委員・児童委員や福祉協力員等の地域における見守りや様々な支援体制が不可欠です。そのため、地域での「ささえあい」や「共助」を軸とした体制づくりが重要になります。

今後も引き続き、地域や市社会福祉協議会などの各機関が連携を図り、地域全体で見守ることの必要性について周知するとともに、地域での声かけや見守り等、地域住民による支え合うまちづくりを推進していくことが必要です。

施策	取組内容
民生委員・児童委員と連携し、見守り体制の強化を図ります。	民生委員・児童委員の一斉改選においては、地域の事情等を鑑みて定数の見直しを行います。
	地域に暮らす障害のある人への見守り活動に役立てるため、障害に関する各種委員会等へ民生委員を登用するほか、継続的な研修において必要な情報を提供するなど、連携をとりながら機能強化を図ります。
福祉協力員による見守り活動を推進します。	福祉協力員による地域での見守り活動を円滑に行うために、福祉協力員に対して、障害の特性や障害のある人について理解啓発を行います。

施策	取組内容
福祉協力員による見守り活動を推進します。（つづき）	誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、福祉協力員による地域での見守り活動を推進します。
	福祉協力員による地域での見守り活動を推進するために、各地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携強化を図ります。
障害者相談員による寄り添った傾聴、丁寧な相談を実施します。	障害のある人やその家族の相談に身近な地域で応じる障害者相談員（身体・知的）を委嘱し、障害のある人やその家族に寄り添った傾聴ができるよう市民カウンセラー養成講座の受講を促し、丁寧な相談を実施します。
地域福祉活動を推進します。	地区社会福祉協議会において、より障害のある人への理解を深めるため、研修会の支援や地区社会福祉協議会同士の情報共有や研修の場を設け、障害のある人も含めた地域住民による地域福祉活動を推進します。
	普段からの地域のつながりや支え合いが、災害時の住民同士の助け合いにつながることから、地区社会福祉協議会での研修会等において、地域福祉活動の啓発を行います。
	「地域共生社会推進フォーラム」を開催し、全国の先進事例を通して、障害のある人も障害のない人もお互いに支え合うことで、地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう社会地域共生社会を推進します。
地域における見守り・支援体制の充実を図ります。	市社会福祉協議会の「お元気ですか訪問事業（配食・生活物品）」を通して、民生委員・児童委員及び福祉協力員との連携・協力のもと要援護者の見守り活動を推進します。
	市の「ほっと安心訪問事業」を通して、福祉サービス未利用者の見守りと相談を行います。
関係機関や団体等との連携強化を図ります。	障害のある人やその家族、関係機関や団体等が白山市共生のまちづくり推進協議会（通称「ノーマネットはくさん」）において地域課題を共有し、連携・協働による地域福祉活動体制の強化を図ります。

８　ボランティアの活動支援及び育成

[現状と課題]

障害のある人の社会参加や地域活動は、障害のある人と地域の人たちとの交流の機会や場となります。しかしながら、公的なサービスだけでは対応に限界があり、ボランティアの力が必要になる場合があります。

ボランティア活動は、地域における支え合いのつながりの機運を高めるとともに、障害のある人と社会や地域の人たちとのつながりを深め、参加を支援することになります。

本市では、「白山市市民活動・ボランティアセンター（愛称「スマイルはくさん」）を中心に、様々な分野における市民協働による活力あるまちづくりを推進しています。

引き続き、援助（ボランティア）が必要な人、ボランティアに携わりたい人双方への相談体制の整備やボランティア活動についての情報提供の充実を図る必要があります。

また、障害のある人の多様なニーズに対応できるよう専門ボランティアの育成や確保に努めるほか、福祉を学ぶ大学生等に対し、ボランティア活動についての理解啓発が必要です。

施策	取組内容
ボランティア活動を促進します。	地域で開催されるサポーター養成講座等の充実を図ります。
白山市市民活動・ボランティアセンターの機能の充実を図ります。	ボランティア活動に関する情報提供、相談、交流会の開催、担い手の発掘・育成、担い手と受け手を結びつけるコーディネート体制の整備を図ります。
	地域の「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤に、多様な主体が協働して地域生活課題を解決していく機能につなぐなど、白山市市民活動・ボランティアセンターの機能の充実を図ります。
	白山市市民活動・ボランティアセンターで、より専門的な助言ができるよう市民のボランティア活動を積極的に支援します。
ボランティア活動のネットワークづくりを推進します。	白山市市民活動・ボランティアセンターを中心とする団体とのネットワークづくりを推進し、「交流・学び」の機会を増やすことで、ボランティア連絡協議会、ボランティアグループ、団体等との連携を図ります。
専門ボランティアの育成・確保に努めます。	音訳・点訳、代筆代読、手話、筆談等のコミュニケーションを支援するボランティアや外出介助を行うボランティア、メンタルヘルスサポーター等、障害特性の理解や支援スキルを必要とするボランティアの育成・確保を図ります。

第２章　差別の禁止及び虐待の防止、権利擁護の推進

（③保健）　（⑩不平等）

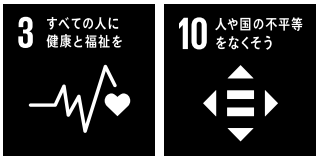

１　障害を理由とする差別禁止の啓発及び差別解消の推進

[現状と課題]

平成２９(２０１７)年１０月に施行した「白山市共生のまちづくり条例」には、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供、差別を解消するための対応について明記されています。

障害のある人のアンケート結果から、特に精神に障害のある人は、他の障害のある人に比べ、希望した仕事に就けなかった、障害を理由に退職を迫られた等、不当な扱いや差別を受けていると感じている人が多い傾向にあります。

依然として障害のある人への差別や偏見があると感じている人が多いことから、市民に対して障害や障害のある人への理解促進を図る必要があります。

また、実際に障害を理由とする差別事案が発生した場合は、障害者相談支援センター等の相談窓口において、差別解消のための迅速な対応を行い、必要があれば「白山市障害者差別解消のまちづくり支援協議会」において、差別案件の助言やあっせん等、解決に向けた支援を行う必要があります。

■障害を原因とした不当な扱い

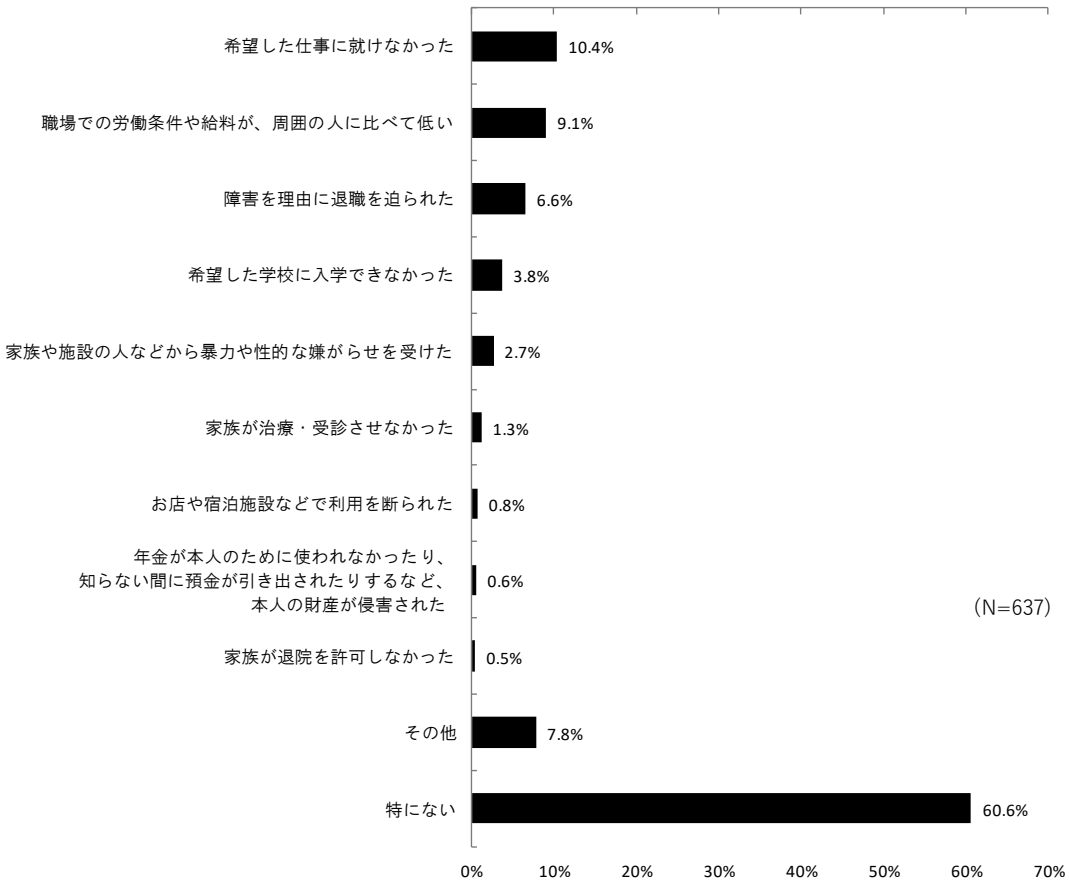

	希望した学校に入学できなかった	希望した仕事に就けなかった	職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い	障害を理由に退職を迫られた	家族や施設の人などから暴力や性的な嫌がらせを受けた	家族が退院を許可しなかった	家族が治療・受診させなかった	お店や宿泊施設などで利用を断られた	年金が本人のために使われなかったり、知らない間に預金が引き出されたりするなど、本人の財産が侵害された	その他	特にない
全体(N=637)	3.8%	10.4%	9.1%	6.6%	2.7%	0.5%	1.3%	0.8%	0.6%	7.8%	60.6%
身体(N=268)	2.2%	9.3%	8.2%	3.7%	0.7%	0.4%	0.4%	0.7%	0.7%	4.1%	66.0%
療育(N=200)	5.0%	7.0%	10.0%	5.5%	3.0%	0.0%	0.5%	1.0%	0.5%	10.0%	62.0%
精神(N=197)	5.6%	17.3%	10.2%	13.2%	5.6%	0.5%	3.6%	1.5%	1.0%	10.2%	52.3%

※複数回答(MA、複数の選択肢から２つ以上の回答を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計は概ね 100.0%を超えます。

施策	取組内容
差別の禁止・解消に向け、障害に対する理解を促進します。	障害を理由に住まい物件のあっせんを断られることがないよう、不動産業者等に対し、障害のある人（特に知的・精神）との関わり方や障害の特性、サポート体制等を理解するための研修会等を開催します。
	企業等に対し、募集時、採用時、雇用後の「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」等の周知徹底を行い、障害のある人の雇用の確保や労働環境の整備につなげます。
	障害のある人への誤った理解や偏見が生じないよう、小中学校での出前講座の開催や障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ経験を通して、子どもの頃からの啓発・共育をしていきます。
相談窓口の周知を徹底します。	障害者相談支援センター、市内相談支援事業所で開設している相談窓口の周知を徹底し、障害を理由とする差別の解消を図ります。
紛争解決に向けた支援を行います。	「白山市障害者差別解消のまちづくり支援協議会」において、共生のまちづくりのために必要な施策の検討を行うほか、差別に関する相談を受け、助言、あっせん等、紛争解決に向けた支援を行います。

２　虐待の防止

［現状と課題］

虐待は人間の尊厳を著しく害するものであり、重大な権利侵害に当たる行為です。

障害のある人の中には、ＳＯＳを出したくても出せない人、虐待を受けているという自覚がない人もいるため、虐待が表面化したときには深刻な状態にあることも少なくありません。

虐待の相談や通報があった場合は、速やかに事実確認や虐待の有無・緊急性の判断を行い、虐待を受けた障害のある人や養護者等に対して適切な支援を行い、虐待の終結・再発防止を図る必要があります。

また、障害者支援施設等の職員に対して、虐待の早期発見や防止に向けた啓発や研修を実施することにより、虐待防止に関する正しい知識を習得し、意識の高揚を図ることも重要です。

施策	取組内容
虐待防止ネットワークの充実を図ります。	白山市虐待防止ネットワーク運営委員会を中心としたネットワーク体制において、福祉事務所、児童相談所、保健福祉センター、学校、警察、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等からの専門的な助言に基づき、本人やその家族の支援を行います。
	白山市虐待防止ネットワーク運営委員会において、障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待発生時の迅速かつ適切な対応、再発防止等の体制や取組みについて定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。
	そのほか、次の取組みを推進します。 ア　相談支援専門員やサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止と早期発見 虐待を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者等が、虐待防止に関する正しい知識を習得し、意識の高揚を図ります。また、虐待の早期発見や虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を行います。特に、サービス利用支援による居宅や障害者支援施設等への訪問を通じ、障害のある人やその家族の状況等を把握するよう注意を促します。 イ　一時保護に必要な居室の確保 虐待を受けた障害のある人の保護や自立支援を図るため、一時的に保護が可能な場を確保します。 ウ　虐待防止、早期発見に関する効果的な周知方法を検討するとともに、地域全体での見守り体制を継続します。

３　差別の禁止と解消・虐待の防止に向けた啓発活動の推進

［現状と課題］

市民へのアンケート結果では、本市における差別や偏見について４割の人が、かなりある、多少あると回答しています。また、差別や偏見が生まれる理由として、半数以上の人が障害のある人との関わり方がわからないと回答しています。

障害のある人に対する理解を深めることは、障害のある人への差別の解消や虐待の防止につながります。

また、令和６(２０２４)年４月１日からの改正障害者差別解消法の施行により、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が更に推進されることになります。

市民が大勢訪れるイベント等において、障害への理解、差別の解消や障害のある人への虐待の防止について継続的に啓発を行うことが必要です。

施策	取組内容
差別の禁止と解消・虐待の防止について周知啓発を図ります。	障害者支援施設等の職員や民生委員・児童委員に対して、パンフレットの配布や研修を行うなど、差別の解消や虐待の未然防止・早期発見に向けた啓発を行い、相談窓口の周知に努めます。
市民に対する理解啓発を行います。	共生フェスタ等のイベント等において、障害や障害のある人の理解啓発のほか、差別の禁止及び解消、虐待の防止についての啓発も行います。

４　権利擁護体制の推進及び周知啓発

[現状と課題]

障害のある人のアンケート結果では、「障害者差別解消法」を今まで知らなかった人が６割以上いました。また、「成年後見制度」については、どのような制度か知っている人が４割ほどいましたが、その中で利用したいとは思わない人が７割近くいました。

障害のある人の中には、自分で判断することや気持ちを伝えることが困難な人もいます。地域でその人らしく生活していくためには、権利の主張や自己決定の支援を行うことの重要性について、周囲の人たちが理解し、更にその理解を広めていくことが大切です。

そのほか、障害のある人やその家族が、「親亡き後」も安心した生活が送れるよう成年後見制度の利点等正しい理解が求められます。そのためにも、様々な情報媒体を活用した適切でわかりやすい情報提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進に向けた制度の周知を図ることも必要です。

施策	取組内容
権利擁護に関する相談支援体制を推進します。	本市での中核機関の設置により、権利擁護支援に関する相談支援体制を構築し、気軽に相談できる窓口を整備します。
権利擁護体制について、わかりやすい周知啓発を行います。	障害のある人のアドボカシー（権利擁護）の重要性について啓発します。
	広報、ホームページ掲載やパンフレットの配布、出前講座等の実施により、成年後見制度や権利擁護に関する支援制度等をわかりやすく周知啓発します。
成年後見制度の啓発や相談窓口の周知に努めます。	判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理等を支援する成年後見制度の啓発や相談窓口の周知に努めます。

■「成年後見制度」の認知度

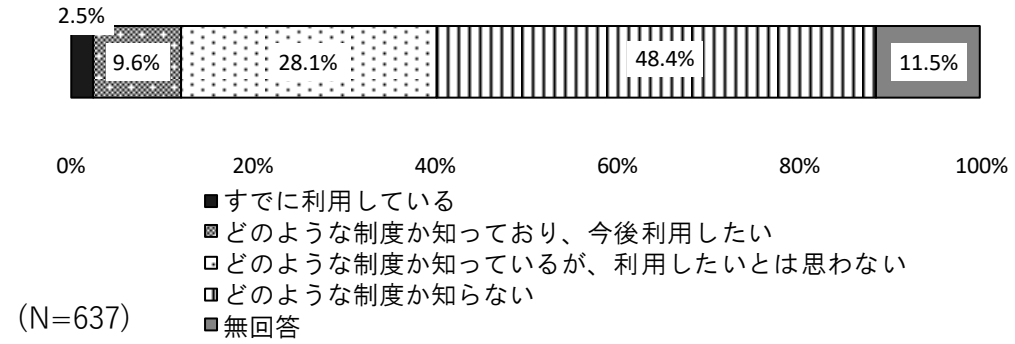

第３章　コミュニケーションにおける共生

（③保健）

１　情報アクセシビリティの推進

[現状と課題]

令和４(２０２２)年５月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行により、障害のある人による情報の取得や利用、必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害のある人に配慮した情報通信機器・サービス等の提供促進等の取組みを通じた、障害のある人の情報アクセシビリティの向上が推進されています。

しかしながら、障害があることで、さまざまな情報通信手段を利用する機会や情報通信技術の活用方法を習得する機会が得られず、日常生活や社会生活に不安を感じている人がいます。

障害のある人の生活環境や障害の特性を考慮し、その人に合った機器やアプリの導入の提案等を行い、障害による情報格差が生じないよう、ＤＸ化(※)の中で新たな動向も踏まえながら支援をすることが必要です。

施策	取組内容
情報のバリアフリー化を推進します。	視覚に障害のある人の生活状況に合わせ、視覚障害者用ポータブルレコーダーや視覚障害者用拡大読書器等の情報機器の普及啓発を図り、情報のバリアフリー化を推進します。
	情報のバリアフリー化の推進や情報機器の発展に伴い、白山市障害者等日常生活用具給付事業の内容を定期的に見直します。
	パソコン操作訓練等、障害のある人が情報取得方法を学べる機会の積極的な周知を行います。
	音声認識や音声コード等のアプリ導入を推進し、様々な方法で情報が取得できる環境を整えます。

※デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）。最新のデジタル技術を活用し、企業が組織やビジネスモデルを変革すること。

２　情報提供・コミュニケーション支援の充実

[現状と課題]

障害のある人が必要な情報を取得することや、意思疎通・意思決定に関する支援を受けることは、日常生活を送る上で、極めて重要な要素になります。必要な情報が必要なときに的確に伝わることや、コミュニケーションが困難な人には、コミュニケーション手段が確保されていることが必要です。

そのため、障害の種別に応じた伝達手段を確保し、わかりやすい表現や表示を心がけ、障害のある人への合理的配慮の提供や環境を整備することが必要です。合わせて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用促進により、意思疎通支援の充実を図る必要もあります。

日頃より、障害の特性を理解し、障害のある人が情報収集する際、どのようなことで困るのかを障害のある人と障害のない人がお互いに理解を深めることや、コミュニケーションが困難なことを理由に障害のある人の社会参加が妨げられないようにすることが重要です。

施策	取組内容
障害の種別に配慮した情報提供の充実を図ります。	市広報等の音訳・点訳を継続し、視覚に障害のある人への情報提供を行います。
	障害者福祉利用制度の手引き「ふれあう心」に音声コードを導入し、視覚に障害のある人が音声アプリを利用して情報が得られるようにします。
	市立図書館において、大活字本やＬＬブック(※)、朗読ＣＤや点字付きさわる絵本、電子書籍等、アクセシビリティに配慮した資料の収集に努めます。
	共生のまちづくり条例では、コミュニケーションを図ることが困難な障害のある人に対し、障害の特性を理解し、特性に応じて適切に説明することや情報を提供する際の合理的配慮の提供を規定しており、適切な説明や合理的配慮の提供を民間事業者にも働きかけます。
	情報通信技術の活用機会を得ることが困難な聴覚に障害のある人に対して、地域活動支援センター「あさがおハウス」において、アプリケーションのインストールや利用方法についての学習会を開催するなど働きかけます。
	アプリ等を活用し、市広報等の情報を視覚や聴覚に障害のある人が取得しやすくなるように整備します。

※誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた本のこと。

施策	取組内容
多様なコミュニケーション手段の確保を図ります。	障害のある人が手話や代筆代読等、その人に合った多様なコミュニケーション手段を利用できるよう市民や事業者に普及啓発を行い、利用の拡大を図ります。
	視覚に障害のある人については、同行援護サービスを活用し、その人に応じた視覚障害者ガイドヘルパーによる代筆代読支援や情報提供を行い、コミュニケーション手段の確保を図ります。
	聴覚に障害のある人については、手話通訳、要約筆記によるコミュニケーション手段を確保します。
	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の言語習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理に要する費用の一部を助成します。
	知的障害や精神障害、発達障害等でコミュニケーションが困難な障害のある人について、絵や写真を用いたわかりやすい表示やコミュニケーション支援ボードの使用等、多様なコミュニケーション手段の確保を図ります。
コミュニケーション支援従事者の養成・確保を図ります。	点訳・音訳及び視覚障害者サポーター養成講座の受講者増を図るため、周知方法を工夫するとともに、講座終了後はボランティア等として活動できるよう講座受講者に働きかけます。
	手話通訳士（者）や要約筆記者の待遇改善を図り、若年層の担い手増に努めます。
	県の手話通訳者養成受講生を増やすために、手話奉仕員養成講座（基礎課程）修了者に対して、フォローアップ講座を開催し、受講を促進します。

３　手話の普及啓発

[現状と課題]

「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、「手話」が言語として位置付けられたことにより、本市では、平成３０(２０１８)年４月に「白山市手話言語条例」を施行しました。

「白山市手話言語条例」では、全ての市民が手話は言語であることを認識し、手話を使用できる環境を整えることで、市民が共に支え合い、安心して暮らすことができる「共生のまち白山市」の実現を目指しています。

聴覚に障害のある人の中には、文字によるコミュニケーションが困難な人がいるため、手話（通訳）を介して、情報の伝達やコミュニケーションを図る必要があります。「手話」は、コミュニケーションが困難な人にとって、お互いの気持ちを理解するために欠かせないものです。

施策	取組内容
白山市手話言語条例の周知を図ります。	９月２３日の手話言語の国際デーや、共生フェスタはくさん等において、手話言語条例の周知啓発を行います。
手話が言語であることの理解啓発を行います。	手話は言語であること、そして手話を使用する人にとって、手話は地域生活を送る上で必要不可欠なものであることを企業、病院、市内の学校、町内会等に対し啓発します。
	警察、消防、病院、企業等の職員研修において、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段についての講座開催を働きかけます。
多くの市民に手話に親しめるきっかけをつくり、手話の普及啓発を図ります。	教育機関等でのコミュニケーション講座や福祉健康まつり、共生フェスタはくさん等での手話体験の際は、手話動画配信、手話サークル、手話奉仕員養成講座の周知を行い、多くの市民が継続的に手話を学べる環境づくりに努めます。
	駅前あおぞら手話講座や高校・大学の学園祭等において、若い世代と聴覚に障害のある人がコミュケーションできる機会を設けます。
	福祉健康まつりや共生フェスタはくさんにおいて、手話パフォーマンスや手話体験コーナーを実施し、手話の普及啓発を図ります。
	手話体験等を通じて、合理的配慮や共生のまちづくりの重要性について市民や事業者に普及啓発を図ります。
	手話動画を白山市公式チャンネルーＹｏｕＴｕｂｅや各種媒体において配信し、手軽に手話を学べる環境を整えます。

第４章　保育・教育における共生

１　共に育つ保育の推進とその理解の促進

[現状と課題]

共生のまちづくりを推進するためには、障害のある子どもの幼児期からのインクルージョンを推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもがお互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。子どもの頃から障害のある人（子ども）と関わっている人は、大人になっても、周囲の人と同じように障害のある人と接することができるといわれます。

本市では、保育所や認定こども園等において、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）の受け入れを行い、共に育つ保育を推進しており、障害児保育に対するニーズも増加傾向にあります。

障害のある子ども一人ひとりの特性や発達に応じた保育を行うためには、保育士の加配や障害に対する基礎的な知識、適切な支援等の専門性が求められます。

障害のある子どもが安心して園生活を送るために、保育所や認定こども園などにおいて、適切な保育や対応が行われるよう、保育士の資質向上に努め、障害児保育のさらなる充実を図る必要があります。

施策	取組内容
保育サービス等の充実を図ります。	公立こども園・保育所（園）に対して、障害のある子どもの聞き取り調査を行い、保育士の加配を実施します。
	私立こども園・保育園に対して、障害のある子どもの状況調査を行い、加配保育士の人数に応じて補助金を交付します。また、保育補助者についても加配を認め、一部補助金を交付します。
	放課後児童クラブで支援員の加配を行った場合は、委託料や補助金の加算を行います。また、運営団体に対して、加算制度の周知を行い支援員の加配を推進します。
	障害のある子どもの特性の理解等に関する研修を充実し、保育士一人ひとりの理解を深め、資質向上に努めます。
保育環境を充実します。	障害のある子どもに対応した保育施設の安全確保を図り、健やかな成長と発達を支援するため、改築を含めた改修計画を定め、ユニバーサルデザインの考えに基づき保育環境の充実に努めます。
	保育の場で子どもの特性に応じた支援が遂行されるよう、保護者からの相談に応じて保育現場を訪問し、ソフト面での保育環境を支援します。

施策	取組内容
一人ひとりの特性にあった情報提供や相談を実施します。	保護者が納得して子どもの就学先を決められるよう、「就学サポート相談」を開催し、就学に関する様々な情報提供や相談を実施します。
	適切な就学支援を行うために、年少・年中時期の早い段階から、保護者に対して相談機関とつながるよう働きかけを行います。
	発達に気がかりのある子どもとその保護者を対象に、遊びの場としての広場を開催し、保護者同士のつながりや安心して子育て相談をできる場の充実を図ります。
関係機関との連携を強化します。	石川県特別支援教育体制整備推進事業による専門相談員派遣を活用し、一人ひとりの特性に応じた支援の必要性を見極め、一人ひとりの状態に応じた保育を行います。
	母子保健の定期健診前等、気になる児童の情報提供等を行うことで、その後の適切な支援につなげます。
	利用者支援事業（基本型・母子保健型）の実施により、関係機関との連携会議を開催し、子育てに不安を抱える保護者がより相談しやすい体制を整備します。
障害福祉サービスを充実します。	障害のある子どもが地域で健やかに過ごせるよう、保育所やこども園等と連携し、児童発達支援、保育所等訪問支援の充実を図り、適切な支援を受けられる体制を整備します。
	障害のある子どもの発達段階に応じて、必要な情報を提供し、児童発達支援や保育所等訪問支援等の適切な支援につなげます。
児童発達支援センターの機能を充実します。	保育所等訪問支援や障害児相談支援等の専門的機能を活かし、障害のある子どもを預かる保育所やこども園等への助言のほか、障害のある子どもの家族からの相談にも対応することで、障害のある子どもの地域社会への参加や共生を促進します。

２　共に学ぶ教育の推進とその理解の促進

[現状と課題]

共に学ぶ教育を推進するためには、障害のある子どもも障害のない子どもも可能な限り、同じ場で共に学ぶ教育を目指すことが大切です。

こうしたインクルーシブ教育の実現を目指し、本市では特別な支援が必要な子どもについて、就学前から就学後も切れ目なく必要な支援を行えるよう、組織的に必要な支援のあり方等について検討するとともに、関係機関や地域と連携を図っています。

また、障害のある子どもが、個別の状況に応じた合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制づくりを進めています。

通級による指導については、そのニーズの高まりにより、令和３年度からは中学校にも通級指導教室を開設しています。

今後も子ども一人ひとりの自立と社会参加を見据え、教育的ニーズを的確に把握し、子どもや保護者の意向を踏まえながら、学びの場の充実を図るよう努めていきます。

そのためには、教職員のインクルーシブ教育や特別支援教育への理解を深めることも大切であり、学校の支援体制のみならず、教育、福祉、保健・医療等の関係機関や地域との連携を推進し、より効果的で実効性のある施策に取り組んでいく必要があります。

施策	取組内容
共に学ぶ教育を推進します。	インクルーシブ教育の実現を目指し、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ教育を行います。
	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の機会の充実に努めます。
	校内委員会の機能を高め、個別の教育支援計画や指導計画等を作成・活用することにより、通常の学級、通級による指導、特別支援学級と言った学びの場で教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ります。
	障害の特性や本人の特性を理解し、個別の状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。
教職員の意識向上、専門性の向上を図ります。	インクルーシブ教育や特別支援教育に関する研修の確保や充実を図り、教職員の意識向上、専門性の向上に努めます。
	市の特別支援教育アドバイザーによる学校訪問や、特別支援学校・外部の専門機関との連携等により、学校全体としての組織的な取組を推進します。
教育相談体制の充実を図ります。	障害についての相談をはじめとするあらゆる教育問題について、早期解決や改善を図るため、専門相談員派遣制度の活用による特別支援学校との連携に努めます。
学校施設の改修・設備の更新を図ります。	予防保全的な修繕を継続して行います。
	大規模改修の際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設改修や設備の更新を行います。

施策	取組内容
障害児通所支援等を充実します。	保育所等訪問支援を活用し、障害のある児童生徒に対して、集団生活適応のための援助を行い、教職員に対しては専門的な助言等を行うことで、障害のある子どもが安心して学校生活を過ごせるように努めます。
	適切な福祉サービスを支給するために、相談支援専門員や障害児通所支援事業所等と連携し、保護者との情報共有、共通理解を図り、障害のある子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めます。
児童発達支援センターの機能を充実します。	保育所等訪問支援や障害児相談支援等の専門的機能を活かし、障害のある子どもが通学する学校への助言のほか、障害のある子どもの家族からの相談にも対応することで、障害のある子どもを含めた全ての児童生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や共生を促進します。

３　福祉共育の推進

[現状と課題]

共生のまちづくりを推進するためには、子どもの頃から障害のある人の存在が特別なことではなく、生活の中にいることが当たり前のこととして捉え、一人の人間として尊重する気持ちを育むことが大切です。

また、障害のある人のアンケート結果から、「障害のある児童生徒の教育に関して充実すれば良い」と思うこととして、回答者の半数が周囲の児童生徒、保護者に対する障害への理解を深めるための教育・啓発の推進と回答しています。

本市では、手話、車いす体験、ガイドヘルパー体験、障害のある人からの体験談を聞くこと等を通じて、障害や共生社会への理解を深める取組みを継続して行っています。

共生のまちづくりのための啓発事業については、市内全小中学校での実施には至っていない状況にあるため、福祉共育(※)の必要性等について各学校に周知していく必要があります。

※地域住民一人ひとりが互いに支え合い、助け合って暮らす福祉の心を共に学び、共に育むための取り組みのこと。

■教育等で充実すれば良い点

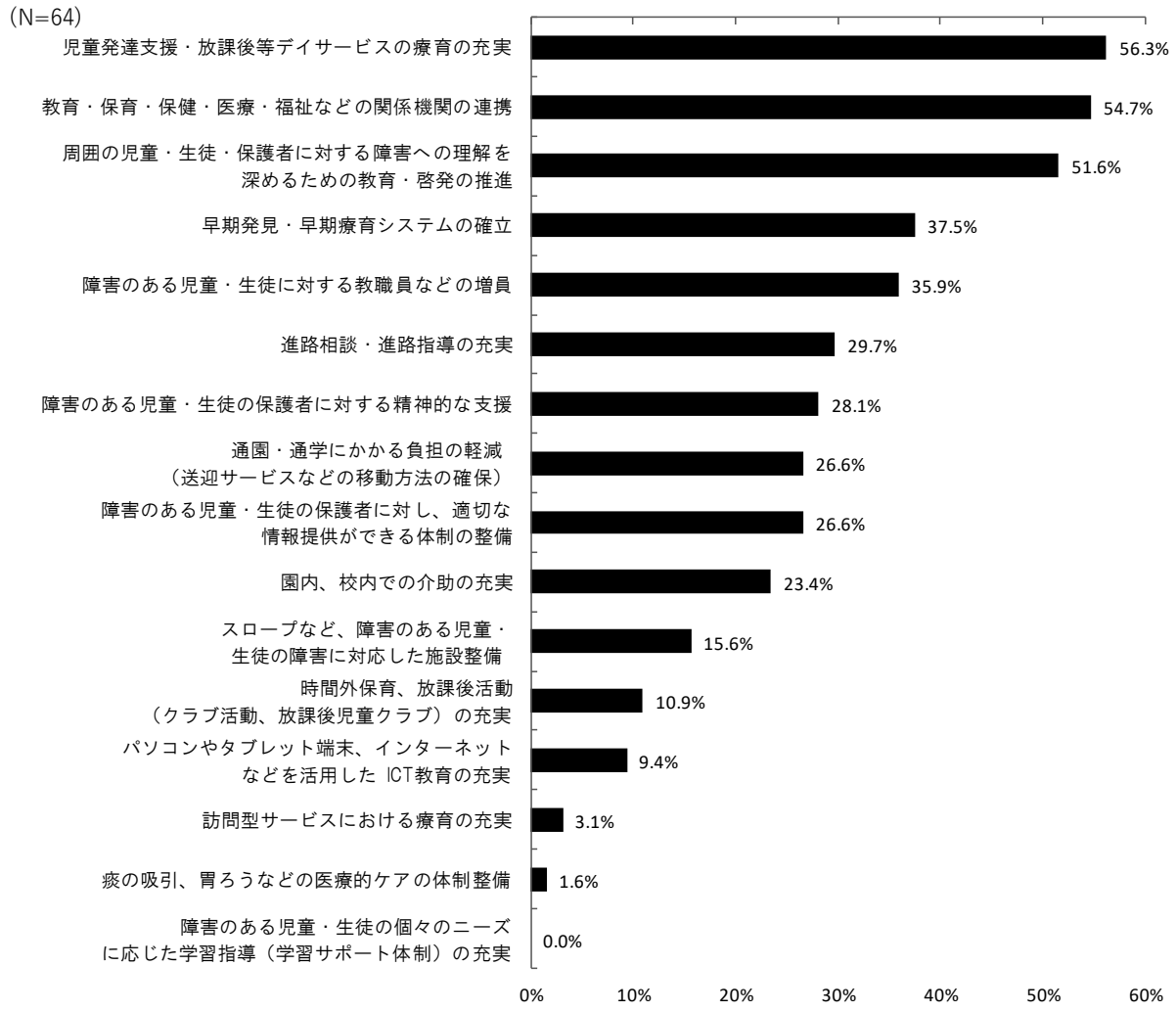

施策	取組内容
共生に関する教育を推進します。	障害のある人との交流、車いすや白杖、手話体験等を通じて、障害のある人や障害に対する正しい理解と認識を深めます。
	精神保健福祉士等を講師に、人のこころの成長やストレス・精神疾患（障害）について学び、理解を深めます。
	放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所に通う子ども同士の交流を促し、共生への理解を深めます。
	特別活動や総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習やボランティア活動等を推進します。

４　放課後等の居場所の充実

［現状と課題］

障害のある人のアンケート結果から、障害のある児童生徒の教育に関して充実すれば良いと思うこととして、最も回答が多く、回答者の半数以上が児童発達支援・放課後等デイサービスの療育の充実と回答しています。

障害のある子どもが、学校や家庭以外で安心して過ごせる場を確保するには、障害の有無に関わらず、仲間との関わりから様々な体験・経験を積むことが、障害のある子どもの自立と発達を促す一助になります。

近年、子どもの障害の早期発見により、保護者が早い段階で子どもの障害を受容し、医療機関や市発達相談支援センター等から保護者に対し、適切な助言や指導がなされています。

一方で、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者が年々増加しており、通所先がなかなか見つからない状況が発生し、サービスを提供する事業所が不足してきています。

施策	取組内容
放課後等デイサービス事業所等の設置を促進します。	通所を必要とする子どもが確実に通所できるよう、市内における新たな放課後等デイサービス事業所等の確保に向けて、法人等へ事業所設置を働きかけます。
就学後の過ごし方について情報提供をします。	就学後の過ごし方の選択肢を広げるため、就学前の障害のある子どもを持つ保護者に対して、放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所合同説明会を開催し、必要な情報を提供します。
職員の資質向上を図ります。	白山市共生のまちづくり推進協議会（通称「ノーマネットはくさん」）こども部会において、事業所間における情報交換やケース検討、研修会等を開催し、放課後等デイサービス事業所職員の資質向上を図ります。
放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所間の連携を促進します。	放課後を安心して過ごす場としての機能を充実させるために、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所間の連携を促進します。

第５章　就労における共生

（③保健）　（⑧成長・雇用）

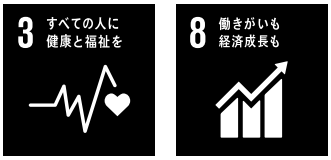

１　就労支援の充実

[現状と課題]

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労が重要であるとの考え方のもと、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう多様な就業の機会を確保することが必要です。

そのため、一般就労がすぐには困難な障害のある人に対しては就労移行支援事業を、一般企業での就労が困難な人に対しては、就労継続支援事業の福祉サービスの利用を促進し、生産活動等を通じて、知識習得や能力向上を図るとともに、個々に合った働く場を提供する必要があります。

施策	取組内容
訓練等給付を活用し、多様な就労の機会を確保します。	障害の特性により一般就労がすぐには困難な障害のある人については、在宅利用を含めた就労移行支援事業の利用を促し、一般就労を目指した職業的な訓練や職場実習の場づくり、就職活動のサポート等、一般就労へ向けた知識や能力の向上を目指します。
	障害の特性により一般就労が困難な障害のある人で、一般就労に近い雇用形態で就労が可能な人は、就労継続支援Ａ型の利用を促し、生産活動等の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上を目指します。
	障害の特性や年齢、体調により一般就労が困難な障害のある人で、その人の体調に合わせて無理なく働く場合は、就労継続支援Ｂ型の利用を促し、ものづくりや作業活動等の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上を目指します。
	就労移行支援事業や就労継続支援事業等の利用について、あらゆる障害に対応できるよう障害者就労施設の環境整備や人材育成を推進します。
	障害のある人が希望に応じて、一般就労に移行できるよう障害者就労施設等とハローワーク等の関係機関の連携体制の構築を図ります。
	地域活動支援センターでの創作的活動や生産活動を通じて、障害のある人の自立した日常生活や社会との交流を促進し、就労継続支援につなげます。

２　雇用の推進及び定着の支援

［現状と課題］

国では障害者雇用促進法や障害者差別解消法等により、障害のある人の雇用対策や合理的配慮の提供の推進等、積極的な取組みが進められています。障害のある人の一般就労への移行や職場定着を推進するためには、職場環境の改善や企業等の障害への理解が重要です。

障害のある人のアンケート結果からは、働きやすくなる条件について、全ての障害の種別において回答者のほぼ半数から６割は雇い主が病気や障害を理解したうえで雇用してくれることと回答しています。そのほかにも、体調に合わせた出勤日数や労働時間の調整、勤務先までの送迎等、配慮を求める回答も多くありました。

障害のある人の就労を促進するために、事業者は障害の特性や程度に応じた仕事や勤務条件の整備、通勤手段の不足を解消するなど障害のある人の理解や働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、障害のある人は、事業者のニーズや事業内容を理解し、就労が継続できるよう求められる知識や技能を習得する必要があります。そのためには、入社後一定期間はジョブコーチ制度を活用するなど、就労後の指導や相談支援の充実を図ることも必要です。

■働きやすい条件

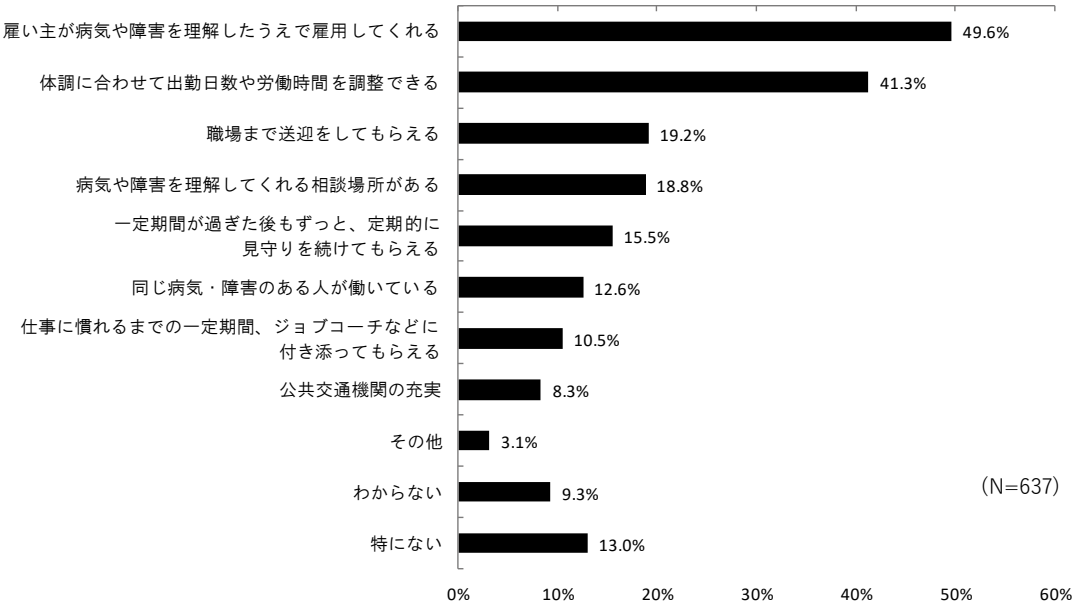

施策	取組内容
雇用と福祉の連携体制の充実を図ります。	市、公共職業安定所（ハローワーク）、商工会議所、商工会、特別支援学校、障害者支援施設等が連携し、雇用と福祉をつなぐ体制の充実を図ります。
	就労に関する情報提供や相談体制の充実、ハローワークの専門職員・職業相談員による障害の特性や本人の適性に合った就職のあっせん等を行うなど、障害のある人の一般就労を支援します。
能力開発を支援し、雇用を推進します。	障害のある人の能力開発及び雇用推進を支援するために、「白山市中高年齢者・障害者職業訓練奨励金制度」の活用について、関係機関と連携しながら周知します。
障害等に関する理解を促進します。	市、公共職業安定所（ハローワーク）、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、障害者支援施設等が連携し、企業等への訪問や出前講座を実施するなど障害者雇用への理解を求め、雇用に関する公的制度や相談機関等について周知を図り、障害のある人の雇用につなげます。
	公共職業安定所（ハローワーク）等をはじめとする関係機関が連携し、障害の特性に応じた仕事内容、勤務条件の整備、職場における支援の方法等について企業等の理解促進を図ります。
一般就労への移行を支援します。	「職場適応訓練」や「トライアル雇用」の活用、障害者支援施設等における支援のほか、特別支援学校等の在学中から卒業まで、本人の希望や障害の特性に応じた支援策の実施により雇用への移行を促進します。
	企業が常用雇用した場合に支給される「特定求職者雇用開発助成金」を公共職業安定所（ハローワーク）とともに周知し、障害のある人の雇用を推進します。
	障害のある人が職場に適応できるよう企業等に出向き、直接専門的な指導を行うジョブコーチ制度の周知や活用を図ります。
フォローアップ体制の充実を図ります。	障害のある人の安定的な職業生活を維持するため、就業面や生活面の支援、職場訪問等の実施により、障害のある人や企業等の問題解決を支援する仕組みづくりを検討します。
	金沢障害者就業・生活支援センターや石川県障害者職業センター等との連携を図り、障害のある人の職場復帰を含め、就労と生活に関する一体的な相談支援を実施します。
	事業主や従業員に対し、障害のある人の職場適応に必要な助言のほか、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ制度を周知します。
通勤手段の不足解消について関係機関と検討します。	労働時間や公共交通の利便性の向上、移動の支援等について、事業主等、関係機関と検討します。
	通勤や通所が困難な障害のある人の在宅ワークや在宅利用について、関係機関と検討します。

３　障害のある人の賃金向上の推進

[現状と課題]

一般就労が困難な障害のある人が通所している障害者就労施設等は、知識習得や能力向上を図る場であると同時に、障害のある人の働く場でもあります。しかしながら、その賃金（工賃）は相対的に低い状況にあります。

そのため、働いた対価としての賃金（工賃）向上を推進するために、国等による「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達法）に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する必要があります。

障害者就労施設等で提供できる物品・サービス等の周知に努め、行政や民間からの利用を促すとともに、障害者就労施設等においては、製品の品質や生産性の向上、受注や発注の拡大等の底上げを図っていく必要があります。

施策	取組内容
障害者就労施設等が提供する物品等の優先購入等を推進します。	「白山市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
	庁内の取組み状況について実績を公表し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
	障害者就労施設等の自主生産品や可能な役務内容について、市ホームページ等を通じて広く周知します。
自主製品の販売を通して市民との交流を図り、就労への意欲の向上につなげます。	共生フェスタはくさんや福祉健康まつりにおいて、障害者就労施設等の自主製品の販売ブースを設け、障害のある人が自ら販売し、市民との交流を図りながら、就労への意欲の向上につなげます。

第６章　災害時における合理的配慮の充実

(③保健)　(⑪都市)

１　適切な情報発信・情報提供体制の充実

[現状と課題]

災害発生時、障害のある人に対して適切な情報提供を行うためには、障害の特性に配慮した情報発信と余裕をもって避難できるよう迅速な情報提供が重要となってきます。

災害発生時における災害情報の伝達手段として、防災行政無線や白山市メール、フェイスブック等の様々な情報伝達手段を活用し、迅速かつ正確な情報発信の充実に努める必要があります。また、聴覚に障害のある人等、音声による情報の入手が困難な人に情報を伝達する体制を整え、その確実性を高めていくことも必要です。

何より、障害のある人のアンケート結果から半数近くの人が、避難場所を知らない・わからないと回答しており、障害のある人に対して、災害発生時における避難場所等について日頃から周知を行うことが重要です。

そのため、災害が発生した際は迅速に対応できるよう、障害の特性に配慮した適切な情報発信・情報提供体制の充実に努める必要があります。

■災害時における避難場所の認知度

(N=637)

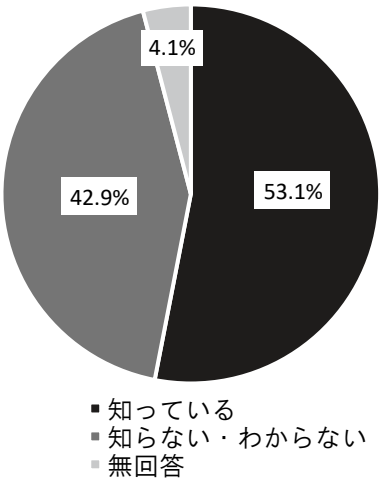

施策	取組内容
障害の特性に配慮した迅速な情報発信・情報提供を行います。	関係機関の協力を得ながら障害の特性に配慮した伝達手段や方法による体制の構築や環境の整備を行います。
	聴覚に障害のある人がいる世帯に対して、文字放送機能を追加したデジタル防災行政無線個別受信機の配布を行います。
	障害の特性を踏まえた情報発信の調査・研究に努め、白山市総合防災情報システムの整備に取り組みます。

２　避難所等における合理的配慮の提供等の推進

［現状と課題］

障害のある人が安全に安心して避難所で過ごすためには、障害のある人に配慮した避難所の整備やコミュニケーション支援等が必要です。

障害の種別により、災害状況や生活情報の入手、他の避難者などとのコミュニケーションが困難な人や、避難所内での移動やトイレ、食事等、動作や身の回りのこと等、日常生活に関する配慮が必要な人は、その程度や方法が一様ではなく、日々の生活に必要とされる介護・医療用品や薬の確保等には大きな課題があります。

また、精神に障害のある人（発達障害を含む）については、日頃と違った避難所の環境に戸惑い、パニックを起こすなど地域での避難所生活が困難になることが予想されます。

施策	取組内容
避難所等における合理的配慮の提供を推進します。	障害の状態に応じたトイレの設置や段差解消等については、施設の更新や改修の時期に合わせ、関係所管課と協議し、取り組みます。
	視覚に障害がある人については、代筆代読支援や拡大鏡の設置等、個々の見え方に配慮した支援を行います。
	聴覚に障害のある人については、避難所にホワイトボードや筆談ボード等のコミュニケーションツールを設置するよう働きかけます。
	避難所に、コミュニケーション支援従事者（手話通訳士（者）や要約筆記者）を配置できるよう体制の整備に努めます。
	避難所の施設利用計画の作成・修正を進め、障害のある人が安心して避難生活を送るための環境整備や合理的配慮の提供に努めます。
	障害の状態に応じた必要物資等の備蓄に努めます。
災害時の安全で安心な生活について関係者間で協議をします。	災害時の安全で安心な生活について、障害のある人を含めた関係者間で協議をする機会を設けます。

３　災害時の支援体制の整備

［現状と課題］

災害発生時、障害のある人の適切な救援を行うためには、日頃から地域における障害のある人の理解促進を図り、自主防災組織づくりを推進することが必要になります。

障害のある人のアンケート結果から、災害時に備えて力を入れてほしいこととして、約３割の人が障害のある人が避難するための地域ぐるみでの協力体制の確立が必要だと回答しています。また、市民向けのアンケート結果から、半数以上の人が災害時に支援が必要な人を避難所等へ誘導できるよう体制の整備が必要だと回答しています。

そのほか、障害のある人の家族のヒアリングでは、町内の防災訓練に重度の障害のある人が参加した際に、地域の人が声かけや移動の手伝いをしてくれたことで、障害のある人の避難体制が地域の中でできていったという意見がありました。

地域の住民一人ひとりが防災への関心を高め、助け合うことができるよう、障害のある人と障害のない人がコミュニケーションを図り、お互いを理解し、助け合いのネットワークを形成していくとともに、地域ぐるみで緊急時の支援に取り組むことができるよう周知啓発していくことが必要です。

■災害時に備えて重点を置くべきこと

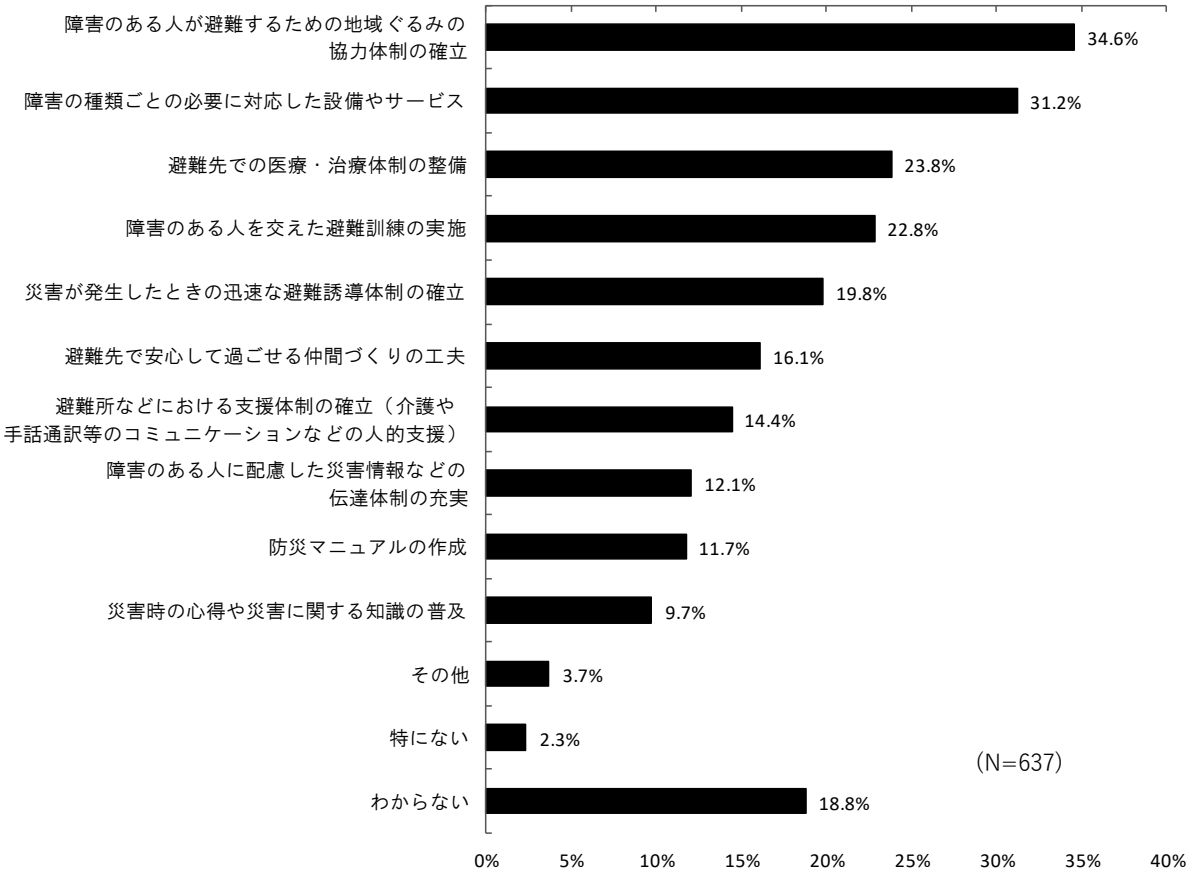

■障害のある人が地域で安全に暮らせるように、防災対策として必要な支援

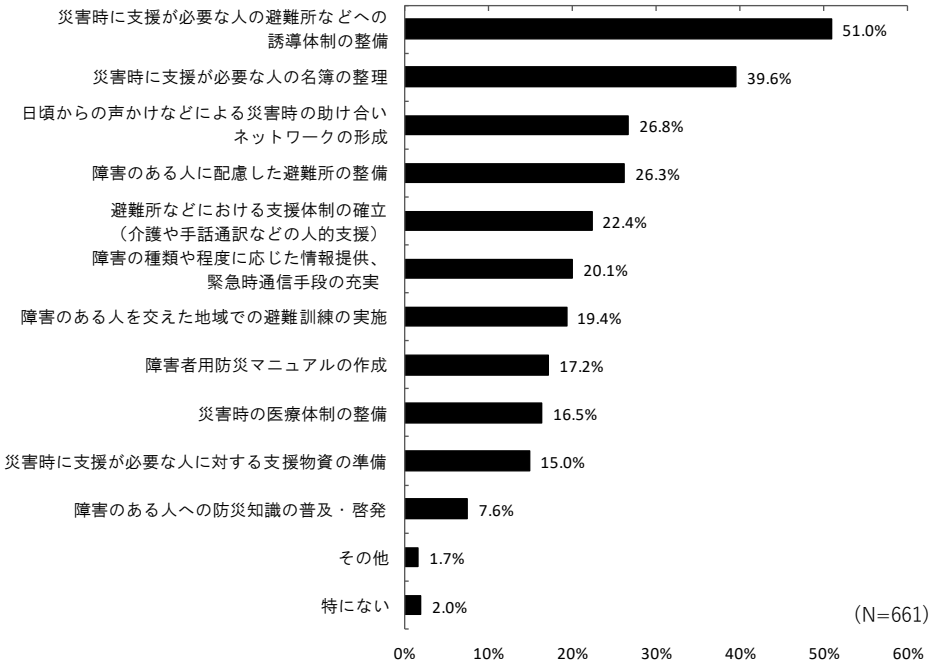

施策	取組内容
障害のある人への配慮も含めた避難訓練の実施を働きかけます。	地域における防災訓練の際に、障害のある人への配慮も含めた避難訓練を実施するよう町内会等に働きかけます。
災害時の助け合いネットワークを充実します。	災害時等の支援のために、地域住民や民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア等によるネットワークづくりを推進し、障害のある人の個別避難計画作成につながるよう努めます。
	白山市地区自主防災組織連絡協議会や白山市防災士会等と連携・協力し、自主防災組織の結成や活動の支援を行います。
	災害ボランティアセンター関係団体連絡会を開催し、関係団体との連携・協力体制を推進します。
	災害ボランティア入門講座を開催し、災害時に活動するボランティアの養成を行います。
	関係団体や地域住民、ボランティア等と連携して、災害ボランティアセンター開設・運営訓練を行い、災害時に備えます。
緊急時のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。	聴覚に障害のある人やその家族から消防署に救急要請があった際の、手話通訳士（者）の派遣依頼を消防署から直接できる体制の充実を図ります。
災害対策に関する講演会等を開催し、支援の重要性について周知啓発を図ります。	地域住民一人ひとりが、防災や災害時の支援について関心を持てるよう講演会等を開催し、その重要性について周知啓発を図ります。

４　避難行動要支援者の把握及び支援体制の整備

[現状と課題]

障害のある人等の被災を最小限にとどめるためには、迅速かつ的確な避難支援を行う必要があります。

そのためには、災害時や緊急時に特別な支援・配慮を必要とする人やその家族に対して、避難行動要支援者名簿について周知し、支援を必要とする人の把握や登録を推進することがいざという時の迅速な避難のためにも必要です。

市では、各町内会に対し、避難行動要支援者名簿の提供に関する協定の締結を推進しており、地域と協働して障害のある人の安否確認や避難時の支援体制の強化に努めています。

今後、避難行動要支援者を含めた避難行動に関する訓練を実施するなど、地域における避難支援体制づくりを進めることも必要です。

施策	取組内容
避難行動要支援者名簿の提供に関する協定の締結を推進します。	町内会、自主防災組織等との避難行動要支援者名簿の提供に関する協定の締結を推進し、地域における災害時の支援体制の充実に努めます。
避難行動要支援者名簿について周知し、要支援者の把握・登録を推進します。	災害時における要支援者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、避難行動要支援者名簿について周知し、要支援者の把握及び名簿登録を推進します。
避難行動要支援者の支援体制の整備に努めます。	地域における各種防災訓練の際に、避難行動要支援者を含めた避難訓練を実施するよう働きかけます。
	個別避難計画策定の重要性について、周知を図ります。

５　障害のある人の福祉避難所の確保

[現状と課題]

障害のある人が、災害発生後も継続して可能な限り福祉サービスの提供を受けることができるようにするためには、障害者支援施設等における災害対策や福祉避難所の設置運営に関する協定の締結を推進していく必要があります。

また、障害のある人のアンケート結果から、災害時に協力を求めることができる人について、８割近い人が家族や親族と回答しています。家族や親族以外では、約３割の人が障害福祉サービス事業所等の職員と回答していることから、今後は、重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人等にも対応できる福祉避難所の確保が必要であり、課題でもあります。

■災害時に協力を求めることができる人

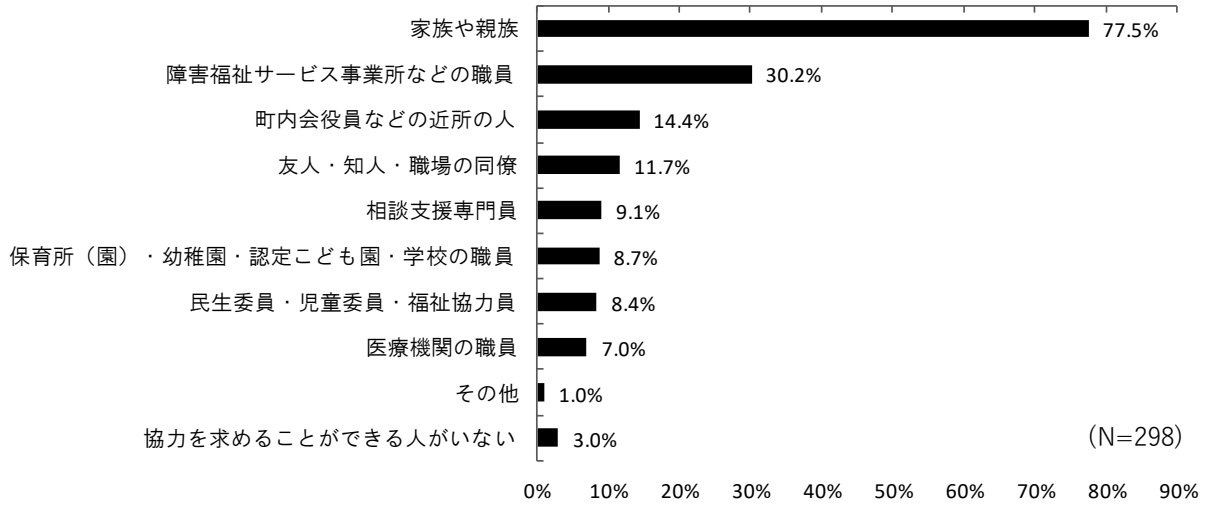

施策	取組内容
障害のある人に対応した福祉避難所の確保に努めます。	障害者支援施設等と連携し、災害時における福祉避難所として利用可能な施設の確保に努めます。
	福祉避難所の協定を締結した障害者支援施設等への、必要備品等の費用助成について検討します。

第７章　保健・医療との連携体制の充実

（③保健）

１　母子保健の充実及び障害への早期対応

[現状と課題]

子どもの健やかな成長・発達を支援するために、乳幼児等健康診査や各種検査の実施により、適切な情報提供や助言指導等を行っています。障害の原因となる傷病を早期に発見し、適切な情報提供や支援につなげることが必要です。

また、発達の遅れ等の早期発見に向けては、母子保健機関や発達相談支援センター等が緊密に連携し、早期に一人ひとりの実情に応じ、本人や家族に対して適切な支援を行う必要があります。

今後も引き続き、障害や発達の遅れ等の早期発見に向けて、各種健診や相談体制の充実を図る必要があります。

施策	取組内容
母子保健対策等の充実を図ります。	「出産・子育て応援交付金事業」の伴走型支援により、母子手帳発行時、８か月アンケート等で母の困りごとを把握し、妊娠中から妊婦訪問・面談等を行い、産後早期に支援や子育て支援サービスを開始します。
	子どもの夜間における急病に対する応急的な初期医療の充実を図るため、石川中央こども初期救急医療協議会において、金沢広域急病センターの運営を継続的に実施します。
	乳幼児健診等で、金沢広域急病センターのチラシを配布し、周知に努めます。
	２歳児相談において、Ｍ－ＣＨＡＴ（乳幼児期自閉症チェックリスト）を活用し、客観的に発達の状況を把握し、適切な支援に向けて取り組みます。
	出生児全数の新生児聴覚スクリーニング検査を実施し、難聴児の早期発見早期療育に努めます。
	３歳４か月児健診において、スポットビジョンスクリーナー（視覚スクリーニング検査）を活用し、弱視の早期発見に努めます。
	健診以外にも来所、電話で保護者の相談に応じていきます。
関係機関と連携し、早期対応に努めます。	発達障害における早期発見・早期支援のために、母子保健機関との連絡調整や役割分担を図ります。
	医療機関を受診する際は、必要に応じて情報提供書を作成するなど、医療機関との連携に努めます。

２　障害に応じた相談・発達支援

[現状と課題]

障害のある人のアンケート結果から、１８歳未満の障害のある子どもを持つ保護者の悩みや困りごとについて、半数近くの人が子どもの発育や発達が遅れている、４割の人が本人にあった対応がわからないと回答しています。

乳幼児期等の発達が気がかりな子どもに対しては、市発達相談センターにおいて、専門性を生かした相談・発達支援を実施していますが、市内には医療的観点からの発達支援を行う機関がないため、市外医療機関の利用を余儀なくされている状況です。

発達の遅れ等がある子どもに対しては、「あそびの教室」等の利用により、遊びや生活の中で発達を促し、保護者と育児の悩みや問題を共有しながら子どもの状況に応じた支援の充実を図る必要があります。

施策	取組内容
個々の障害や発達の状態に応じた対応・支援を行います。	子どもの発達の状態に応じた適切な指導や助言を受けることができるよう、発達相談センター等との専門機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
	子どもの発達の状態に応じて、医療機関の紹介や発達相談センターの「あそびの教室」や「幼児教室」の参加を勧めます。
	就園・就学等の節目の時期において、必要とする情報提供や相談の実施など切れ目のない支援を行います。
	母子保健、保育所、学校等との連携のもと、訪問や相談、必要に応じてケース会議を開催し、発達が気になる子どもの一貫した支援に努めます。
保護者同士、交流できる場を設けます。	発達障害のある子ども（小・中・高校生）の保護者を対象に、発達障害に特化した子育てや就学等に関する情報提供、保護者同士の情報交換や交流できる場を設けます。
障害者通所支援の充実を図ります。	障害の種別に関わらず、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応援助や相談等が受けられるよう児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスの充実を図ります。

3　障害の原因となる疾病等の予防及び治療

［現状と課題］

障害の原因となる疾病等の早期発見や重症化防止のためには、地域の身近な場所での健康診査や保健指導を受けられる環境が大切です。

高齢化、傷病、事故等の様々な原因により障害のある人が増加しており、生活習慣病等の予防のための健康づくり施策や高齢者の介護予防施策と緊密な連携を図り、障害につながる病気の予防、早期発見による治療体制の整備を充実させていくことが必要です。また、社会環境が複雑化する中で、過労やストレス等によるうつ病等を患う人も年々増加しており、こころの健康づくりについての対策や精神障害に関する正しい知識の普及啓発、相談支援体制の充実を図っていく必要もあります。今後も引き続き、健康や障害に関する知識の普及啓発を図るとともに、障害のある人やその家族の不安を軽減するために、相談支援体制や保健、医療、福祉の一層の充実に努めます。

施策	取組内容
正しい知識の普及に努めます。	健康教育や健康相談等の周知を図ります。
	早世・障害予防のために、生活習慣病予防についての正しい知識の普及や個別の保健指導を実施します。
健康診査や保健指導の充実に努めます。	健康診査受診率向上の取組みを継続し、保健指導については優先順位をつけ、計画的に実施していきます。
	生活習慣病重症化予防を図るため、関係機関と連携し、対象者を拡大して保健指導を行います。
	健康診査や健康相談等の場の活用により、うつ病、アルコール、薬物性疾患の早期発見に努めるとともに医療機関への早期受診を呼びかけます。
福祉制度の活用について情報提供を行います。	疾患の種類や本人の状態、受診状況に応じて自立支援医療や障害福祉サービス等の福祉制度の活用について情報提供を行います。
相談・支援体制の充実を図ります。	母子手帳発行時の面接で、精神疾患等の既往歴や現病歴を確認し、妊娠中から産後早期に渡って支援を行います。
	産科から、精神疾患や産後うつ等、心配な妊産婦について情報提供があった場合は、速やかに母親に連絡をし、妊産婦訪問・面談を行い、必要に応じて精神科の早期受診を勧めます。
	精神科、心療内科等の医療機関や県保健福祉センターとの連携体制を強化し、地域における適切な見守り支援体制を構築します。
	精神に障害のある人の支援について、日頃から訪問看護ステーションと連携し、情報共有やケース会議を開催するなど適切な支援に努めます。

４　医療的ケアが必要な人の地域での生活支援の推進

[現状と課題]

医療技術の発達等を背景として、ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）に数か月入院した後、自宅で医療的ケアを受けながら過ごす子どもや、疾病等により人生の途中で医療的ケアが必要になった人が増加しています。

医療的ケアは、その人が生きていくために必要な医療的なサポートであり、たんの吸引や胃ろう等の経管栄養、皮下注射や導尿等、個々の状況に応じたサポートが必要となるため、医療的ケアが必要な人やその家族からは、相談先がわからない、利用できるサービス事業所が限られているなどの声があります。

医療的ケアが必要な人（子どもを含む）が安心して地域で暮らしていけるよう支援体制を構築するとともに、医療、母子保健、保育、教育、福祉が連携し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

施策	取組内容
医療的ケア支援関係者連携会議の充実を図ります。	本市における医療的ケア支援の課題に対する対策案を行政施策へ反映できるよう積極的に協議を行います。
医療的ケア児等コーディネーター会議の充実を図ります。	医療的ケア児等コーディネーター会議を定期的に開催し、医療、福祉の側面から個々のケース検討や支援体制の確認を行い、医療的ケア児等コーディネーターのスキルアップを図ります。
医療的ケアが必要な人の相談先を周知します。	医療機関退院後、スムーズに在宅生活へ移行し、適切な支援が受けられるよう相談先の周知を図ります。
地域の小中学校への看護師等派遣体制の充実を図ります。	医療的ケアが必要な児童生徒が通学する地域の小中学校に看護師等を派遣し、医療的ケアを実施することで、子どもの学ぶ権利を保障するとともに、保護者等の日中の介護負担軽減を図ります。
在宅ケアの充実を図ります。	医療的ケアが必要な人や重度の障害のある人が地域で安心して暮らすために、医療と福祉が連携し、包括的かつ継続的な医療、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
	関係機関による個別支援会議を開催し、医療的ケアが必要な人の状況や支援内容等の情報共有を行うことで、個々の状況に応じた支援を行います。
	地域の小中学校以外への看護師等の派遣について検討します。

第８章　文化芸術活動・スポーツにおける共生

（③保健）　（④教育）

１　文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動への参加の促進

[現状と課題]

文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動は、障害のある人の健康づくりや生きがいを持つことにつながるだけでなく、地域の一員としての意識の向上のほか、社会参加のきっかけや地域住民が障害のある人を理解することにつながるほか、さらには地域住民や同じ関心を持った人同士の交流の輪が広がるなど、様々な効果が期待できます。

今後は、各施設において、文化芸術に触れる様々なイベントや講座、スポーツ教室等が開催されていますが、障害のある人も気軽に参加し、体験できる環境の整備が今後も求められます。

施策	取組内容
文化芸術に親しむ機会を支援します。	文化施設等における展示については、障害のある人が鑑賞しやすい展示方法や配置に努めます。
	文化講演会や団体鑑賞等においては、手話通訳士（者）や要約筆記者の配置や適切な対応ができる人材の配置等、障害の特性に応じた配慮やサービス提供に努めます。
	身近な地域で文化芸術に触れることができるよう、巡回展の開催や地域での文化講座を開催します。
	障害のある人の作品等の展示、発表する機会や場の提供を支援します。
	文化芸術活動の場における情報保障（字幕・手話通訳・音声ガイド等）や多様な障害特性に応じたサービスの提供、施設の利用環境の整備等、障害のある人が利用しやすい環境づくりを推進します。
生涯学習の場に参加しやすい環境づくりに努めます。	身近な地域で開催される講演会等については、手話通訳士（者）や要約筆記者を配置し、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づき、読書支援機器や設備の整備を進め、アクセシビリティに配慮した読書環境の充実を図ります。
スポーツやレクリエーション活動の参加を支援します。	障害のある人にスポーツに親しむ機会を提供するために、スポーツ大会への参加の促進等を図ります。
	市ふれあいスポーツ大会において、障害のある人と障害のない人がスポーツを通して交流するなどの機会の場を確保します。
	市ふれあいスポーツ大会で実施しているボッチャ競技を推進するために、用具の貸出を行います。

施策	取組内容
スポーツやレクリエーション活動についてのわかりやすい情報提供に努めます。	市ホームページや白山市公式ＬＩＮＥアカウント等を活用したわかりやすい情報提供を行い、積極的な参加を呼びかけます。

２　障害のある人に配慮した利用しやすい環境整備の推進

[現状と課題]

障害のある人のアンケート結果から、文化芸術活動やスポーツをより一層活発にするためには、障害のある人に配慮した施設・設備の充実が必要と回答した人が多く見受けられました。バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を反映し、障害のある人が参加しやすく、使いやすい環境の整備に取組む必要があります。

■文化芸術活動やスポーツなどを活発にするために必要なこと

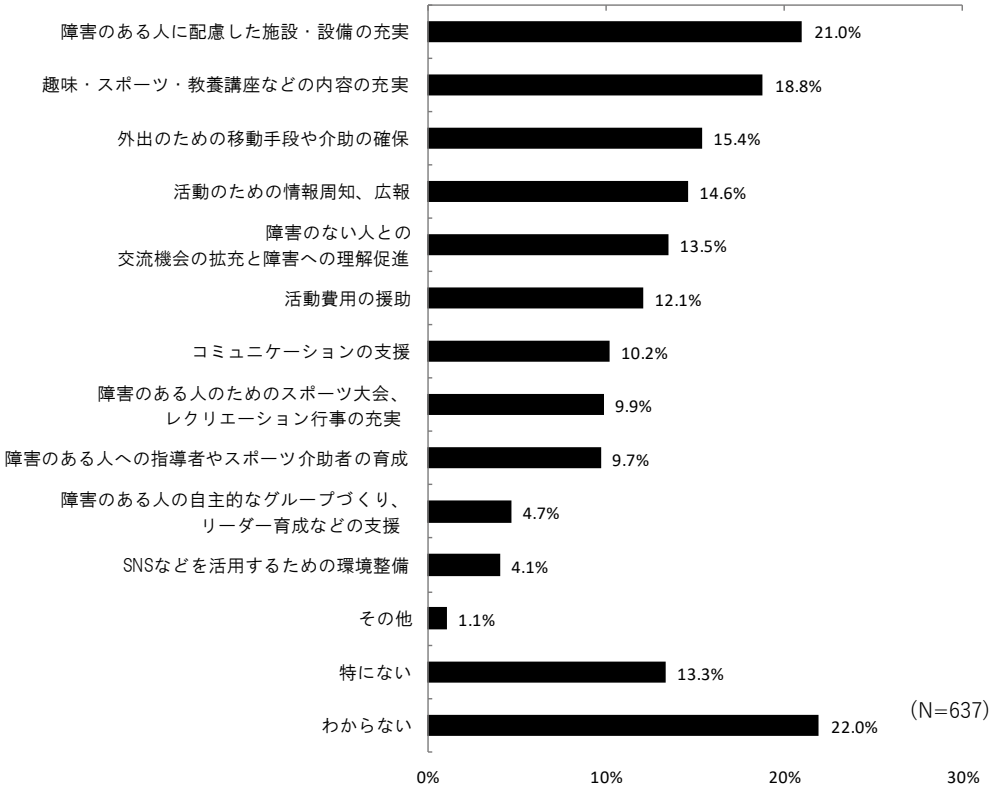

施策	取組内容
施設のバリアフリー化を推進します。	文化・生涯学習施設やスポーツ施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、電動車いすの利用者等、障害のある人のスムーズな利用に配慮した駐車場、スロープ、多目的トイレ等の改修や設備の更新に努めます。
	表示・案内看板等には、写真やイラストの使用、文字にルビを振るなどの配慮を行います。

第９章　行政・事業者における合理的配慮の充実

１　市等の行政機関の窓口等における障害のある人への合理的配慮の徹底

[現状と課題]

本市では、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法第１０条第１項の規定に基づき、平成２８(２０１６)年４月に「白山市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しました。

平成２９(２０１７)年１０月の「白山市共生のまちづくり条例」施行の翌平成３０(２０１８)年９月には、市職員が障害者差別解消法の趣旨を正しく理解し、障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供）を行わないための基本的な考え方などを記載した「白山市障害者差別の解消の推進に関する職員対応マニュアル」を作成し、これまで随時見直しを行ってきました。

令和６(２０２４)年４月１日からは、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

今後、合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人と十分に対話し、相互理解を深め、お互いに対応案を検討していくことが重要となります。

施策	取組内容
合理的配慮の提供を徹底します。	障害のある人やその家族等を講師として職員研修を開催し、身体的な介助、コミュニケーション支援、傾聴方法等を理解し、多様な障害の特性に応じた配慮を行えるよう合理的配慮の提供について学びます。合わせて、障害のある人の人権尊重やアドボカシー（権利擁護）について理解を深めます。
	「白山市障害者差別の解消の推進に関する職員マニュアル」を活用した窓口・電話対応における合理的配慮の徹底を図り、職員の資質向上を図ります。
	出前講座やリーフレット等を活用し、民間事業者に対して合理的配慮の提供の義務化について周知をするとともに、「白山市合理的配慮提供支援事業補助金」制度の活用も促進します。

２　行政情報提供の充実

[現状と課題]

障害のある人のアンケート結果から、行政情報の取得について、市役所の窓口や病院などの医療機関から情報を取得・収集している人が多い一方で、情報を得る機会がない、内容が難しいといった人も見受けられました。今後は、より一層わかりやすい情報発信や情報媒体の活用により、行政情報提供の充実を図る必要があります。

■福祉サービス等必要な情報を得る場所

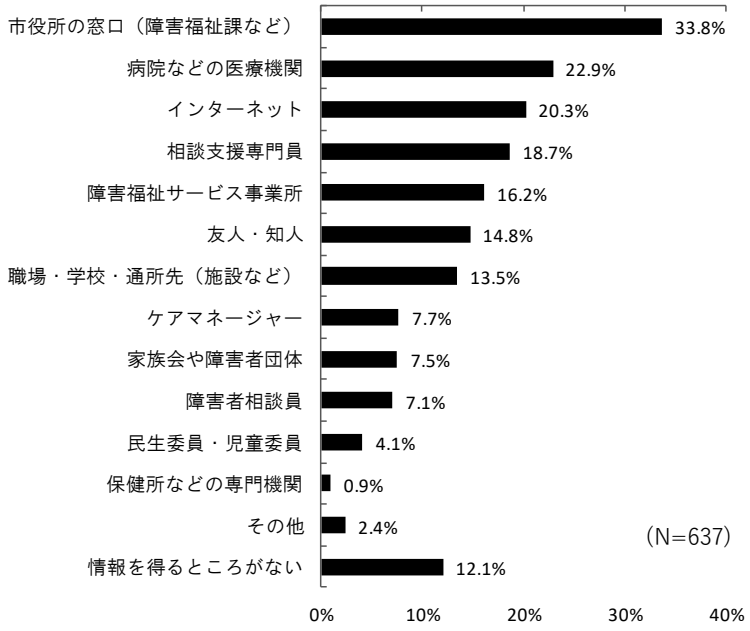

■情報の入手について困っていること

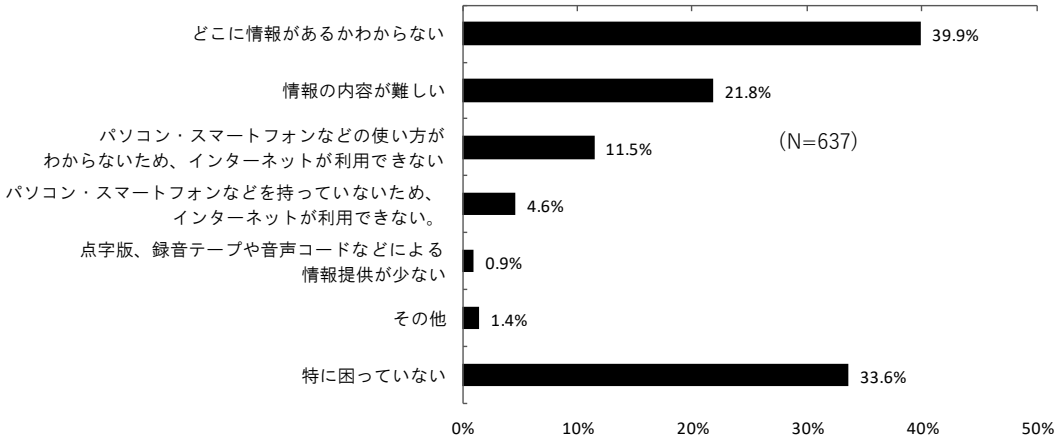

施策	取組内容
福祉制度等のわかりやすい情報提供に努めます。	白山市公式ＬＩＮＥアカウント等の媒体を活用し、迅速で的確な行政情報の提供に努めます。
	障害基礎年金や各種手当、医療費負担制度について、わかりやすい情報提供に努め、適切な利用を推進します。